

明治大学法科大学院概況（2008年度）

1 設置者

学校法人明治大学

2 文部科学省認可時の正式名称

明治大学大学院法務研究科法務専攻

3 教育上の基本組織

明治大学法科大学院は、組織的には法学部からも、従来の研究者養成型大学院からも独立した教育機関であり、学長の統督下に入ることとして、設置された。

2008年4月以降、「大学院3本立て」が実現し、本学の大学院は、従来の研究者養成型大学院、法科大学院、及び3研究科を有する専門職大学院から構成されることとなった。

なお、法科大学院には、機関の長として、法科大学院長が置かれている。

4 教員組織

分類			小分類	
専任 51	研究者	34	専任	30
			兼籍	4
	実務家	17	専任	7
			みなし専任	10
兼任 43	客員教員	2	客員教授	1
			特別招聘教授	1
	兼担教員	18	法学部所属	17
			会計専門職研究科所属	1
	兼任教員	23	法科大学院所属	18
			法学部所属	5

5 入学定員、収容定員及び在籍者数

(1) 入学定員 200名

(2) 収容定員 600名

(3) 在籍者 517名（2008年5月1日現在）

6 入学者選抜

(1) アドミッションポリシー

明治大学の歴史は、1881年の「明治法律学校」の創立に遡る。司法省法学校の第一期生であった岸本辰雄・宮城浩蔵・矢代操らが、恩師ボワソナードの「法学の普及こそが諸君の天職であり使命である」という言葉を胸に、法学教育の理想を実現しようと設立したのが始まりである。近代

国家建設の時期に、これをリードし支える人材の養成を目的とした。設立の趣旨によれば、法律学の目的は「権利自由」の確立にこそあるとされ、個人の権利と自由を基調とする教育の理念が格調高く謳われている。

明治法律学校は、創立以来、代言人試験や司法官試験（現在でいう司法試験）に数多くの合格者を輩出し、法曹界に一大勢力を形成してきた。1929年には女子部が設置され、日本でいち早く女性法曹の養成が始まったことも特筆に値する。爾来わが国初の女性弁護士会長や高裁長官など、今日まで数多くの著名な女性法曹を輩出しており、まさに女性法曹養成のパイオニアの役割を果たしてきたといえる。

今、21世紀を迎え、国際状況の大きな変革とともに国内状況にも大きな地殻変動の波が押し寄せており、国を支えるハードとソフトの双方に新たな対応が要請され、これまでの社会システムに大きな転換が求められている。このような中、冷静な分析力と社会変革の熱意を秘めた専門法曹が求められている。

明治大学法科大学院では、輝かしい歴史と伝統に鑑み、『人権を尊重し個を大切にする』法曹の養成を教育目標に掲げている。クールな頭脳と温かいハートを備えた人材を数多く受け入れ、将来の我が国と国際社会を支える法曹となりうるよう育てていきたいと願い、入学者選抜においても、何よりも正義感にあふれ、批判的精神をもって社会を見つめ、生きものとしての法と格闘する意欲ある人材を求めている。いわゆる偏差値入試に墮するこのとのないよう、多角的な視点から多様な資質を評価するよう心がけている。

(2) 入学者選抜方法

入学者の選抜は、第一次：書類選考と筆記試験、第二次：面接から成る。

書類選考では、法科大学院適性試験の成績ほか、学部時代の学業成績、社会的活動の実績、本法科大学院の重点領域に関連する資格、法科大学院及び法曹を志望する理由など、多面的な視角から総合的に評価し、前途有為な人材を選抜する。

ア 法学未修者コース（3年制）

未修者コースでは将来性と多様性に重点を置く。筆記試験では、法律知識を前提としない小論文を課す。ここでは、法解釈や判例の知識は問わないが、社会生活を営んでいく上での法的なセンスや人権感覚などは問われる可能性がある。第一次選考合格者を対象とした面接では、社会にアンテナを張っているかどうかを見極める意味で時事的な問題を取り上げたり、思考展開力を問う設問などを考えている。

イ 法学既修者コース（2年制）

既修者コースでは即戦力の適格性に重点を置く。(財)日弁連法務研究財団主催の「法科大学院既修者試験」の成績の提出を必須とする(憲法・民法・刑法・民事訴訟法・刑事訴訟法・商法の6科目を評価対象とし、行政法は除く)。また法学検定試験または司法試験択一試験の成績も考慮して、法律基本科目に関する法的知識の修得度を測る。

筆記試験では、憲法・民法・刑法・商法の4科目につき論文試験を課し、法的知識の正確性と法的思考の展開力を探る(これら4科目が入学後の単位免除科目となる)。第一次選考合格者を対象とした面接では、上記4科目を中心に口頭試問を行い、筆記試験と面接で文章表現力と口頭表現力を測りながら、できるだけ人間性を見極めるよう努めている。

ウ 2008年度入学試験結果

	既修者（2年制）	未修者（3年制）	合計
第一次選考志願者数	1,189名	1,230名	2,419名
第一次選考合格者数	310名	373名	683名
第一次選考倍率	3.8倍	3.3倍	—
第二次選考合格者数	265名	231名	464名
第二次選考倍率	1.17倍	1.6倍	—
入学者数	76名	102名	178名

7 標準修了年限

3年（法学既修者コースは2年）

8 教育課程及び教育方法

（1）開講形態

昼間開講。1時限90分授業。

1時限	2時限	3時限	4時限	5時限
9:00～10:30	10:40～12:10	13:00～14:30	14:40～16:10	16:20～17:50

（2）教育課程

ア 理論的教育と実務的教育の架橋

本法科大学院における理論的教育と実務的教育の「架橋」教育は、まず1年次・2年次において、法律知識の体系的理解とその論理的展開を中心とした理論的教育を行い、それを基礎として2年次・3年次において、法律実務につなげる一方で、法律実務の観点から法理論を捉え、法理論的教育に反映するという連携教育が重要であると考えて、これを機軸としている。

実務基礎科目としては、「法曹倫理」「事実と証明Ⅰ（民事）」「事実と証明Ⅱ（刑事）」の必修科目のほか、弁護士・企業法務・裁判官経験者を担当者とするエクスターンシップとローヤリングを合わせた「法曹実務演習」、弁護士・裁判官・検察官を担当者とする「模擬裁判（民事）」「模擬裁判（刑事）」、裁判官・検察官・弁護士・外国法事務弁護士を担当者とする「民事法文書作成」「刑事法文書作成」「企業法務文書作成」、裁判官経験者を担当者とする「法情報調査」の科目を設置している。これらの授業を通して、法曹に必要とされるスキルが養成される。

法曹としての使命・責任の自覚、法曹倫理という法曹に必要なマインドに関しては、講義科目・演習科目において具体的な事例を検討するにあたって常に意識されているところであるが、とりわけ、カリキュラムとして開設しているオムニバス方式の「法曹倫理」において、弁護士・裁判官・検察官のそれぞれの立場における使命・責任と倫理を学ばせている。

展開・先端科目群に、「企業関係法務」、「知的財産関係法務」、「ジェンダー関係法務」「環境関係法務」、「医事・生命倫理関係法務」の5分野の専門法曹を養成する科目を重点的に開設している。これらの科目では、研究者教員と第一線で活躍している実務家教員との共同による授業を実施して、理論的教育と実務的教育の架橋に努めている。

イ 授業科目

（ア）法律基本科目

憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法の分野について、それぞれ講義・演習科目を必修科目として開設している。法律基本科目の体系的知識の修得と、それを自在に活用できるまでの深い理解に到達することができるように、段階を踏みながら、また、理論と実務の架橋を図りながら、指導している。なお、初めて行政法や民事訴訟法・刑事訴訟法の学習を始める学生向けに、「行政法基礎」（未修1年夏期集中，既修2年4月土曜集中）と「訴訟法基礎」（1年春期集中）を選択科目として開設している。

法律基本科目については、そのほかに各法「展開演習」を3年前期・後期に選択科目として開設している。これは、1年次・2年次で修得した知識を基礎にして、判例や事例問題を多角的に検討し、思考力・応用力等の養成を図ることを目的としたものである。また、各法「総合指導Ⅰ・Ⅱ」を1～3年を対象に開設している（履修可能学年は指定）が、これは「現代社会において生起するさまざまな法的紛争を理解し、解決できる能力を養成するために、まず、基本的な法知識と基本的な法思考方法を修得させ、次いで、それを基礎にして、問題発見能力や問題解決能力の涵養と向上を図る。担当教員の専門領域を中心に、法情報調査や判例評釈・研究論文の書き方の指導、さらには進路指導など、多方面にわたり総合的に指導する。この目的を達成するために、履修学生を20名程度にしぼり、学生の理解度に応じて個別的に対応する」という趣旨の科目である。

必修科目として開講しているのは、以下の科目である。民事訴訟法と刑事訴訟法の講義科目は2年次配当であるが、それ以外の講義科目は1年次配当であり、演習科目はすべて2年次配当である。

(イ) 法律実務基礎科目

法曹としての実務に必要な専門的知識，思考力，分析力，表現力等を修得させるために，必修科目として「法曹倫理」「事実と証明Ⅰ（民事）」「事実と証明Ⅱ（刑事）」を，選択科目として「法情報調査」「民事法文書作成」「刑事法文書作成」「企業法務文書作成」「模擬裁判（民事）」「模擬裁判（刑事）」「法曹実務演習（エクスターンシップ・ローヤリング）」を開設し，法実務実践教育を行っている。担当教員は，弁護士・裁判官経験者・検察官・外国法事務弁護士の実務家教員を中心に構成されている。法律基本科目などの理解を前提にして，法理論教育と法実務教育が適切に連携できるように配慮している。

(ウ) 基礎法学・隣接科目

法の構造，法思想，法の役割，法の歴史などの基礎法学，世界的視野での法制度比較，経済，政治，公共政策などの隣接科学を学び，広い視野を持った法曹を養成することを意図した科目群である。このために，「法と裁判の基礎理論」「法哲学」「法社会学」「日本法史」「日本近代法史」「東洋法史」「西洋法史」「比較法制度論Ⅰ（アメリカ）」「比較法制度論Ⅱ（ヨーロッパA）」「比較法制度論Ⅱ（ヨーロッパB）」「比較法制度論Ⅲ（アジア）」「法と公共政策」「法と経済」を選択必修科目として開設している。

(エ) 展開・先端科目

70を超える科目を，選択必修科目ないし選択科目として開設している。グループ分けをすれば，「企業関係法務」「知的財産関係法務」「ジェンダー関係法務」「環境関係法務」「医事生命倫理関係法務」の5分野の専門法曹を養成する科目を中心にして，「国際関係法務」「倒産関係法務」「租税関係法務」「経済法関係法務」「犯罪学・少年法関係法務」「サイバー法関係法務」

などになる。いずれの科目も、現代的な諸問題について深く洞察し、適切に対応できる能力を養成することを意図している。

(3) 教育方法

ア 講義形式

自主学習と授業との一体化のための「E-learning 自主学習教育システム」を活用することを推奨し、研究者教員による体系的レクチャーを中心に、1クラス約50名（法律基本科目群及び実務基礎科目群の必修科目）での双方向授業を実施する。

なかでも、法曹実務は弁護士・裁判官・検察官の三者で異なるところがあるので、3年次配当の「法曹倫理」、2年次配当の「事実と証明Ⅰ（民事）」及び「事実と証明Ⅱ（刑事）」では、三者によるオムニバス方式の授業を行う。

イ 演習形式

1クラス約20名で、課題別に、ケース・メソッドやソクラテス・メソッド方式の討論中心の授業を実施する。

ウ 実践形式

実務基礎科目群のうち、「法情報調査」は、集中授業で少人数クラスによる法情報検索実践、「模擬裁判」（民事）、（刑事）は、民事系実務家教員、刑事系実務家教員がそれぞれの科目について担当し、受講生の主体的な協議・決定の下で各種の手続選択等を行う。「法曹実務演習」は、法律事務所等への派遣による法曹実務実践を実施する。

9 成績評価及び課程の修了

(1) 成績評価

S・A・B・Cを合格とし、Fを不合格とする。

「S」：非常によく達成している

「A」：よく達成している

「B」：達成している

「C」：目標の最低限は達成しているものの、不十分な点がある

「F」：達成していない

なお、評価「S」は履修者の10%以内に付与することとし、「S」「A」を併せて履修者の35%程度とする。また、「B」については45%程度、「C」については20%程度に付与する。

(2) 進級条件

ア 1年次から2年次への進級条件

1年次に配当されている必修科目の総単位数の5分の4（23単位）以上を修得しなければならない。

イ 2年次から3年次への進級条件

(ア) 法学未修者

1年次に配当されている必修科目のすべての単位、及び2年次に配当されている必修科目の総単位数の5分の4（23単位）以上を修得しなければならない。

(イ) 法学既修者

2年次に履修すべき必修科目の総単位数の5分の4（24単位）以上を修得しなければな

らない。

(3) 退学勧告制度

進級要件を充足しなかった者は、在籍していた学年を繰り返すことになる。同一学年の進級要件を、2年間引き続き充足しなかった者に対し、退学勧告を行う。

(4) 課程の修了

93単位（法学既修者コースは67単位）。

なお、修了要件として、①必修科目58単位を修得しなければならない、②実務基礎科目群、基礎法学・隣接科目群及び展開・先端科目群から31単位以上を修得しなければならない、③選択必修科目として、基礎法学・隣接科目群から4単位以上を、展開・先端科目群の選択必修科目から12単位以上を修得しなければならない。

各学年の年間履修上限単位数は36単位。

(5) 学位

修了者には、法務博士（専門職）の学位を授与。

10 学費及び奨学金の学生支援制度

(1) 学費（2008年度入学諸費用）

入学金（初年度のみ）	280,000円	
授業料	1,160,000円	
教育充実料	180,000円	
学生健康保険組合費	2,500円	年額1,622,500円（初年度）

(2) 奨学金

ア 法科大学院給費奨学金

入学試験の成績順に、既修者・未修者コースの上位26名を給費対象とする。この奨学金は、入学後、授業料相当額（116万円）を最短修業年限にわたり給付するものである。

イ 明治大学校友会奨学金

入学後の学業成績優秀者に対し、奨学金を給付するもので、給付額は明治大学校友会からの法科大学院への配分額に応じて決まる。採用人数は未修者・既修者の各成績上位者2名を目途とする。

ウ 学生支援機構奨学金

(ア) 第一種奨学金

(イ) 第二種奨学金

11 修了者の進路及び活動状況

(1) 修了者数（2008年3月）

183名（未修者コース89名、既修者コース94名）

(2) 平成19年新司法試験（2007年）

受験者200名、合格者80名

以上